

第10回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成27年11月26日(木) 10時00分～11時55分

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 2階 201～203会議室

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・クーリングオフへの対応について、継続して検討を進める。★
- ・運用開始日前後のスケジュールについて、今後時間単位での予定を提供する。★
- ・API連携テストの申込は12月4日より受付開始を予定。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール(資料2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール(案)」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. クーリングオフへの対応(案)について(資料4)

事務局よりクーリングオフへの対応(案)について説明。

・電気事業がクーリングオフの適用対象になる/ならないは、現時点では不明だが、もし対象となった場合に、SW支援システムにてどのように対応するかをまとめた資料となる。

・需要家のクーリングオフ申出に対し、遅滞なく対応可能な廃止・再点にて対応する案を提示。

・課題が散見されるため、継続検討とする。★

■質疑等

・準備組合の作業会では、電気事業がクーリングオフ制度になじまないということで、システム対応はしないと整理したと記憶しているが、どういった経緯で今回の説明がなされたのか。

・このケースが適用されるのは、訪問販売のケースなのか、インターネットまで含めたケースなのか、どこが対象なのかが分からず、正式にどうしたらよいか分からない。一旦整理がされてから進めた方がよいのではないか。

→今回ご提示させていただいたのは、あくまでクーリングオフの対象となったと想定した時に、現状のシステムを通じて取る対応を検討したものである。(事務局回答)

・クーリングオフについては、特定商取引に関する法律にて規定されており、その改正作業が所管の消費者庁にて検討されていると聞いている。方向性は法第9条、第24条に規定されている「訪問販売」「電話勧誘販売」は、現状電気事業について適用対象外となっているが、今後自由化される部分については対象とする方向で議論されていると聞いているが、まだ結論は出ていない。この結論を待ってから議論したのでは遅いということで、広域機関がシステムのどう対応するかを検討していると理解している。

→基本的には訪問販売と電話勧誘が議論されていて、インターネットまでは関係ない理解でよいか。

⇒対象については特定商取引に関する法律をご確認いただくことになるが、現状電気については訪問販売と電話勧誘が適用対象外となっていてこの点が改正対象の議論となっている。

・考え方は今回提示の資料で理解できるが、具体的にSW支援システムを使った業務フローへの落とし込みが必要と

なる。業務フローの検討はかなりの時間を要したため、4月に間に合わないということも考えられる。敲きは早期にほしい。いつごろ出てくるか。

→資料に記載の通り、廃止申込がされたときにすぐに供給遮断がなされないようにするフローを検討する必要があると認識しており、現在詳細検討中である。ご懸念は重々理解しているので、早急に提示できるよう調整する。

・特定商取引に関する法律では、現状復帰義務があると理解しているが、今回はその点について考慮しない業務フローを検討するということか。

→電気の供給が現状復帰義務でどのようにあたるかは分からないが、契約を現状に戻すというのは少し違うのではないか。

・あまりないとは思いますが、電気の供給の切替に伴いスマートメータに取り換えたが、クーリングオフの申出を受け、メータをもとに戻してくれと言われたらどう対応すればよいか。

→スマートメータの設置は新小売契約と必ずしも紐づいたものではなく、送配電事業者の業務として行われるものである。

小売の契約がなくなればスマートメータの設置がなかったことになるかと言われれば、違うのではないかと考える。

・メータに係る需要家への説明は、クーリングオフを受けた小売が行うのか、送配電が行うのか。

→一度取り替えて、今後検満が来れば取り替えるものなので、それを一般メータに戻すというのは取りづらいのではないか。

⇒メータはそもそも需要家設備ではなく一般送配電設備なので、その点からも考えにくい。

4. 運用開始日（案）について（資料5）

事務局より運用開始日（案）について説明。

・3月上旬運用開始と伝えていたが、具体的な日付の案を提示（3月1日13時 運用開始）

・1月から利用申請の登録を受け付けるが、最終的に受付結果を返すのは2月28日にシステムへ一斉登録の上、返信予定。

・通常運用時は、小売電気事業者の管理者分のみ広域機関で登録を行い、利用者については小売電気事業者の管理者にて登録していただくことになるが、運用開始前の利用申請登録の受付分のみ、小売電気事業者にて申請頂いた利用者分も広域機関にて登録する。

・2月29日は本番環境との疎通確認を兼ねて、設備情報照会を利用いただくことを想定している。

■ 質疑等

・今回の案は日付レベルのものだが、最終的には小売電気事業者側のシステム切替もあるので、時間単位でのスケジュールを頂きたい。

→予定時間を確認して、提示できるようにする。★

5. API 連携テストの申込について（資料6）

事務局よりAPI 連携テストの申込について説明。

・API 連携テストの申込受付は12月4日開始を予定。

・申込書は、現在提供している設計書と併せての提供をさせていただく。

・申込先はヘルプデスクへメールを送付ください、申込結果通知は基本的には翌営業日中にメールにてお返すする。

■ 質疑等

特に質疑等はなし。

6. その他（SW 支援システム運用開始前の小売電気事業者への情報提供について：資料7～8）

電気事業連合会よりSW 支援システム運用開始前の小売電気事業者への情報提供について説明。

- ・対応に必要となる様式および対応窓口は広域機関および一般送配電事業者の HP にて 12 月中に公表を予定。
- ・当日営業時間内に申込を受けたものは、翌営業日中に回答することを基本として調整中。
- ・運開前の設備情報照会、使用量情報照会ともに 2 月 25 日（木）の営業時間内まで受付。（26 日受付を行った場合、29 日回答となるがシステム上確認可能となるため）
- ・即応性を重視した運用のため、提供する設備情報はシステムに比べ限定された項目となる。様式記載以外の項目については協議の上、提供させていただくが、回答に時間を要してしまうことをご了承願いたい。
- ・使用量情報照会については、即応性を重視した運用のため現行の様式を各社活用することとしたい。

■ 質疑等

- ・運開までの対応は、1 月から開始と認識しているが、1 月のいつから開始か。
⇒1 月の営業日から開始となる（1 月 4 日 9：00 から開始）
- ・様式中のランクとは何か。
⇒定額電灯等、非計量の需要を指しており、個別の電灯・小型機器により契約容量が決定しているものの大きさを指す。街路灯などが対象となる。

7. その他（使用量情報照会にかかるパスワード発行委任状について：資料 9）

電気事業連合会より使用量情報照会にかかるパスワード発行委任状について説明。

- ・使用量情報照会を小売電気事業者が SW 支援システムを通じて行う際、法人需要者の本人確認書類を統一フォーマットしてほしいという要望を受け、10 社統一の様式を作成した。

■ 質疑等

特に質疑等はなし。

8. その他（使用量情報照会にかかる需要者からのパスワード発行申請の対応について：資料 10）

電気事業連合会より使用量情報照会にかかる需要者からのパスワード発行申請の対応について説明。

- ・需要者が自分で使用量情報照会パスワードを入手する場合の対応について現状の対応・検討状況となる。
- ・低圧については基本的に web 申込にて対応、中部電力は平成 28 年 4 月運用開始となる。中国電力については、平成 28 年 4 月時点では電話等による申込対応となるが、今後 web の構築を検討中。
- ・高圧、特別高圧については、各社異なっているが web ないしは電話等による受付を検討している。北海道・北陸・四国については、システムの都合で需要者から申込を受けてもパスワードの強制発行ができないため、小売電気事業者からの申込をお願いしたい。
- ・需要者申込によるパスワードの有効期限は、郵送ラグ等を考慮し 1 か月で固定とする。
- ・具体的な申込方法等詳細は平成 28 年 1 月以降一般送配電事業者の HP にて周知の予定。

■ 質疑等

- ・使用量情報照会自体を需要者が直接行うことはできるのか。
→需要者が直接確認することはできないので、パスワードを小売電気事業者へ伝えて、照会を依頼することとなる。
- ・需要者が現在契約している小売電気事業者に使用量を教えてほしいと依頼すれば、使用量を入手できる理解でよいか。
→現契約分について、小売電気事業者は伝えなければいけない。

9. その他（小売電気事業者さま向けに説明させていただく事項（案）：資料 11）

電気事業連合会より小売電気事業者さま向けに説明させていただく事項（案）について説明。

- ・停電した時の対応などは需要者向けの情報を一般送配電事業者の HP にて公表しているので、今後の対応のため確認頂きたい。

■ 質疑等

公表のタイミングは何時ごろになるか。

→1 月から運開が始まるものについては年内中を、その他については年明けになると考えているが詳細は検討中である。

1 0. その他（信用情報共有規定案について：資料 1 2）

電気事業連合会より信用情報共有規定案について説明。

■ 質疑等

・個人情報の共同利用の文面を提示いただける予定だったがそちらはどうなっているか。

→現在案はできているが、機関内で調整中のため今しばらくお時間を頂きたい。12 月の早期にお示しできるよう調整する。（事務局回答）

・信用情報の共有の前提として共有方法は今後の検討事項となっているが、今後の進め方はどのようになるか。

→今後、進め方については皆様と議論させていただきたいと考えている。

→実務者会議にて継続して議論するということか。

→今は実務者会議を借りて小売電気事業者間の情報共有や議論をしてもよいと仕切られているため、この会議体が続く間はこの場を借りて議論を続けることになるのではないかと考えている。

・電力会社側は信用情報共有の仕組み作りは進めるべきという見解でよいか。

→小売電気事業者間での信用情報共有は実務者会議での合意事項であったと認識している。賛同される会社間で検討していくことと考えている。

1 1. その他（動静情報について：資料なし）

電気事業連合会より動静情報について説明。

・4 月中にスイッチングを行う需要者の動静情報について、以前提示したフォーマットで提供いただきたい。

・12 月末に 1 度情報をご提供いただきたいとお願いしているため、12 月中旬までに各社の連絡窓口の HP を用意し、広域機関にて各社 HP へのリンクを載せた HP を用意頂きたい。

・フォーマットについても、改変防止を含め広域機関 HP からの提供をお願いしたい。

・供給地点特定番号を返却するタイミングは、遅くとも月に 1 回（月末まで）を予定している。

■ 質疑等

特に質疑等はなし。

1 2. その他（組合せ計器（低圧）のスイッチング対応について：資料 1 3）

電気事業連合会より組合せ計器（低圧）のスイッチング対応について説明。

・数は少ないが組合せ計器についてスマートメータへの取替が通常の運用と異なることをご認識いただきたい。

■ 質疑等

・組合せ計器の変成器が必要となる条件を教えてください。

→契約容量で決まっている。例えば、単相 3 線のスマートメータであれば 120A 用が最大であり、120A 以上の電流を流す場合に変成器が必要となる。

・スマートメータの近くに設置することとなるか。

→状況にもよるため、必ずしも近くというわけではない。

・設備情報照会で小売電気事業者が分かるものなのか、別途連絡を頂かないと分からないものか。

→残存検定有効期限が判断基準の 1 つとなるため、設備情報照会では分からない。

・設備情報照会では、組合せ計器か否かはわかるか。

→計量器情報のみのため、変成器付か否かはわからない。30 分電力量取得可否、遠隔検針可否情報にてスマート

メータか否かは想定できる。

・設備情報の契約電流等を確認すれば、組合せ計器がついているか判断できるか。

→120A を越えていれば組合せ計器がついている可能性が高いと判断できる。

1 3. その他（仕様の差異について：資料 1 4）

電気事業連合会より仕様の差異について説明。

・高圧小口の使用量算定期間について、東京電力以外のエリアは「線上検針のみ選択いただけるエリア」ないしは「線上検針または分散検針を任意に選択いただけるエリア」となる。マニュアルでは関西電力も分散検針を推奨としていたが、任意に選択いただけるエリアに変更となる。

・東京電力については、分散検針推奨となるが、上限に達するまでは線上検針を選択いただくことは可能である。

・予見性が必要ということと理解しているので、スイッチング支援システムのエリアメニューのお知らせにてご連絡させていただくことを予定している。

・データ更新パターンについて、来年 4 月時点で統一は難しいため、運用事例集記載の通りで対応をお願いさせていただきたい。

・部分供給について、新電力及び旧一般電気事業者小売部門による部分供給においては、供給形態が変更しても新電力向けの供給地点特定番号は変更されない。ただし、北陸電力は、旧一般電気事業者が 1 社供給していた地点に対し新電力と旧一般電気事業者で部分供給になった場合には、新電力向けに新しい供給地点特定番号を発番する。

・機械的に検針日－1 日で電力量の格納は、計量日制をとる会社もあること、廃止日当日に検針する場合もあるため運用上難しいことをご理解頂きたい。

■ 質疑等

・小売電気事業者側で運用上どのように対応できるか、持ち帰り検討させていただきたい。

・北陸電力は供給地点特定番号が 2 つになるということか。

→大半の一般電気事業者社では、1 地点 1 つの供給地点特定番号だが、2 社で部分供給の場合に 2 つになる。

⇒部分供給が解消されれば 1 つになるという理解でよいか。

→その理解で問題ない。

・部分供給を行う新電力が変わった場合に新電力向けの供給地点特定番号は変わらない認識でよいか。

→旧一般電気事業者と新電力が部分供給を行っている状況で、新電力が別の新電力に替わった場合に、新電力が管理している供給地点特定番号は変わらない。

・スイッチングの時に問題になることはないか。

→部分供給の場合、需要の分担等を必ず協議することとなるため、システム対象外での運用となる。

・使用量情報照会はどうなるか。

→供給地点特定番号ごとに提供されることとなる。

○次回は 12/10（木）10:00～ 神保町ビルにて開催予定。

以上